

長野県条例第35号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県中条高等学校の項を削り、同表中

「長野県篠ノ井高等学校」を

「長野県篠ノ井高等学校
長野県篠ノ井高等学校犀峠校」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

高校教育課

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「同項第5号の」の次に「営業並びに政令第5条に規定する」を加える。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

生活安全企画課



外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年12月16日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第14号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「の特例」を削り、同条第1項を次のように改める。

一般の派遣職員（派遣条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべ

てのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（次項において「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下この項において「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。第4項において「外務公務員給与法」という。）第6条第4項の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同条第2項の規定により支給されることとなる在勤基本手当、同条第3項の規定により支給されることとなる住居手当及び同条第4項の規定により支給されることとなる配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内の割合を乗じて得た額とする。

第3条第5項中「に規定する」を「の規定による給与の額の計算の基礎となる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の外務公務員の給与法に基づき支給される」を「第1項の外務公務員給与法第6条第3項の規定により支給されることとなる」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、当該支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じて得た額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えないよう定めなければならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 一般の派遣職員が、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第8条第1項、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第11条第1項又は長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第8条第1項の規定により標準号俸数（一般職の職員の給与に関する条例第8条第2項、長野県学校職員の給与に関する条例第11条第2項又は長野県警察職員の給与に関する条例第8条第2項に規定する人事委員会が定める基準において標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）第11条の規定により勤務成績が中位である職員について任命権者が定める成績率が適用される職員であるものとすること。

(2) 一般の派遣職員に、一般職の職員の給与に関する条例附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定及びこれらの規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定があるものとすること。

第3条に次の1項を加える。

8 第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合には、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員)
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第32号。以下「改正条例」という。）附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、改正条例第2条第1項の規定により新たに派遣され、又は改正条例第3条第1項の規定により派遣の期間が更新された日以後にこの規則による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇に関する規則第3条第7項の規定により給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更された職員とする。

人事委員会事務局

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年12月16日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第15号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第4号、第7条第5号、」を削り、「育児休業等」を「育児短時間勤務及び部分休業」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第721号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 起業者の名称
松本市
- 2 事業の種類
(仮称) 梓川図書館整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
松本市梓川倭地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

(仮称) 梓川図書館整備事業（以下「本件事業」という。）
は、法3条第22号に掲げる図書館法による図書館に該当するこ

とから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である松本市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

松本市梓川地区には現在図書館がなく、公民館の一室に図書室が設置されているのみである。その一室は狭いで、公民館という既存施設の部分使用であるため増床することができず、十分な書架、閲覧場所や蔵書保管スペースの確保、絵本の読み聞かせなどのイベントや各種講習会が開催できる児童コーナーや会議室等の設置ができない状況にある。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保して図書館を整備するものである。本件事業の実施により、当該地域における学習の拠点が整備され、市民の生涯学習の推進が図られるものと認められる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地の南側には道路をはさんで松本市の公共施設である梓川アカデミア館が隣接している。東側、西側及び北側は民家に隣接しているが、景観及び騒音に配慮し植栽等を施すことから、工事期間を含め周辺地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、当該地域には図書館が設置されていないことから、十分な書架、閲覧場所や蔵書保管スペースの確保等に支障が出ており、これを早期に解消する必要がある。

また、本件事業は、平成18年3月に策定された松本市第8次基本計画及び平成21年度実施計画（計画年度 平成22年度～24年度）に掲げられており、早急かつ計画的な実施が必要である。

以上のことから本件事業は早期の整備が必要と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

松本市梓川支所地域生活課

企画課土地対策室